

「非常災害対策計画」ひな型（避難確保計画書なし）

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（避難確保計画書なし）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（避難確保計画書なし）

「非常災害対策計画」ひな型
（避難確保計画書なし）

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報	緊急速報メール・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・大阪市要配慮者使用施設向け配信メール【登録制】
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急） 【警戒レベル3以上の情報】	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・緊急速報メール・大阪市要配慮者使用施設向け配信メール【登録制】

- ・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。
- ・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

- (1) 職員の防災連絡体制及び緊急連絡網
別紙1「職員緊急連絡網」のとおり
- (2) 関係先の緊急連絡先一覧
別紙2「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり
- (3) 大阪市への被災状況の報告方法
「大阪市行政オンラインシステム」により報告
- (4) 利用児童と保護者との緊急連絡先一覧
「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

5 避難を開始する時期、判断基準

【火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【津波の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □津波警報 □大津波警報(特別警報)	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)
 一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)
 災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 施設内の安全な場所等： 園内3階教室 等

災害の種類	地震	水害	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○小学校体育館	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分
距離	○○m	○○m	○○m

7 避難経路

別紙5「避難経路図」に基づく。

8 避難方法

○○小学校へ避難する場合
 徒歩・自動車・バス・避難車・等
 (○歳児…徒歩、○歳児…避難車 等)

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙6「職員招集・参集基準」のとおり

ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。

イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

10 関係機関との連携体制

災害時協定(仮称)に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。 等

「非常災害対策計画」ひな型（避難確保計画書あり）

〇〇〇〇保育園 非常災害対策計画書（兼避難確保計画書）

or

〇〇〇〇認定こども園 学校防災マニュアル（兼避難確保計画書）

1 目的

保育所（保育所型認定こども園を含む）・地域型保育事業

この計画は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条第1項に基づき、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

【幼保連携型・幼稚園型認定こども園】学校防災マニュアル

この計画は、学校保健安全法第29条第1項に基づく危険等発生時対処要領のうち、非常災害に対する具体的手順等を示し、緊急時の対応を円滑に行うことを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、水害時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

2 施設の立地条件

3 災害に関する情報の入手方法

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
洪水予報	・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト、おおさか防災ネット等） ・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）
水位到達情報	テレビのデータ情報・インターネット（河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省）
警戒レベル 3 以上の情報	防災行政無線・テレビ・ラジオ・インターネット（情報提供機関のウェブサイト）・メール（緊急速報メール、要配慮者利用施設等向けメール[登録制／大阪市]、防災情報メール[登録制／大阪府]）・スマートフォン（大阪市防災アプリ）

・停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

・提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

（１）職員の防災連絡体制及び緊急連絡網

別紙 1「職員緊急連絡網」のとおり

（２）関係先の緊急連絡先一覧

別紙 2「防災関係機関等緊急連絡先一覧表」のとおり

（３）大阪市への被災状況の報告方法

「大阪市行政オンラインシステム」により報告

（４）利用児童と保護者との緊急連絡先一覧

「利用児童緊急連絡先」のとおり（各施設で作成）

5 避難を開始する時期、判断基準、避難誘導

【地震・火災等の場合】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 □近隣の建物で火災が発生 □地震が発生したが、施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がないと判断された	消火活動・近隣の被災状況等の情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 □施設内で火災が発生 □施設が倒壊の危険がある □近隣の建物の倒壊や、延焼などの危険性がある	119番で消防機関への通報	情報収集伝達要員
		消火器等による初期消火	消火要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への協力依頼	情報収集伝達要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

【洪水の場合】

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

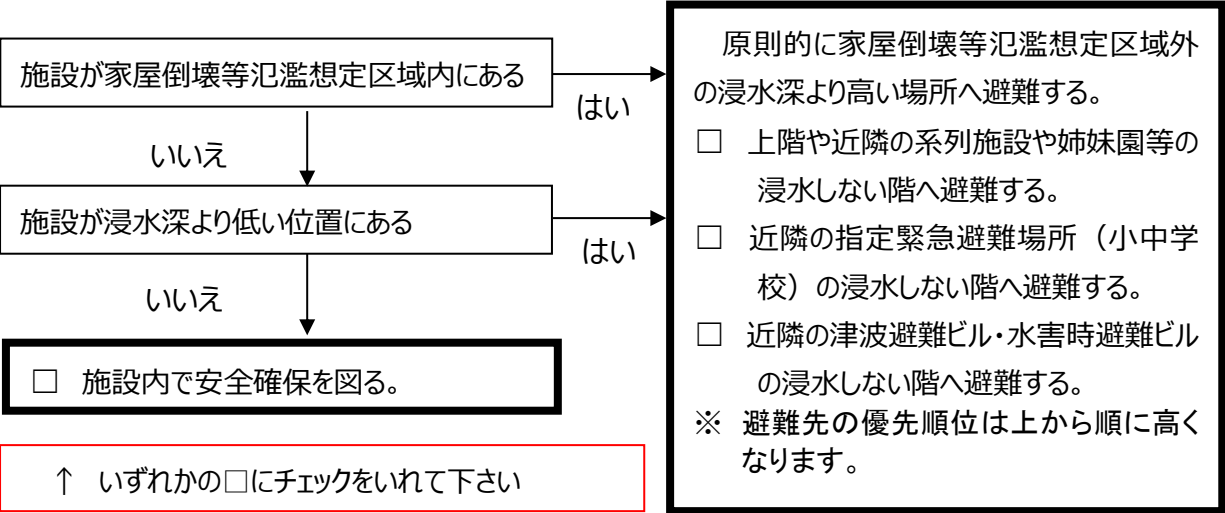
河川名	浸水深	観測地点名
川	m	地点
川	m	地点
川	m	地点

※「川の防災情報（国管理河川）」や「大阪府河川防災情報（大阪府管理河川）」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 洪水注意報発表 ☐ 上表に記載した河川において氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル3の発令 ☐ 洪水警報発表 ☐ 上表に記載した河川において氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 警戒レベル4，5の発令 ☐ 上表に記載した河川において氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



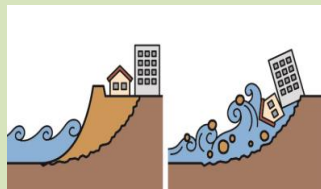
洪水時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5m未満）	一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、 周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所へ避難
浸水深（0.5～3m未満）	施設が2階以上であれば屋内で安全確保 施設が1階であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（3～5m未満）	施設が3階以上であれば屋内で安全確保 施設が2階以下であれば別の安全な場所へ避難
浸水深（5～10m未満）	施設が5階以上であれば屋内で安全確保 施設が4階以下であれば別の安全な場所へ避難
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水深に関わらず区域内であれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

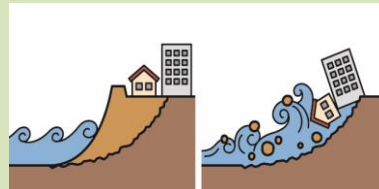
家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています

【氾濫流】



流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

【河岸浸食】



地面が削られ、建物ごと崩落する恐れがあります。

【高潮の場合】（令和 4 年 12 月に追加）

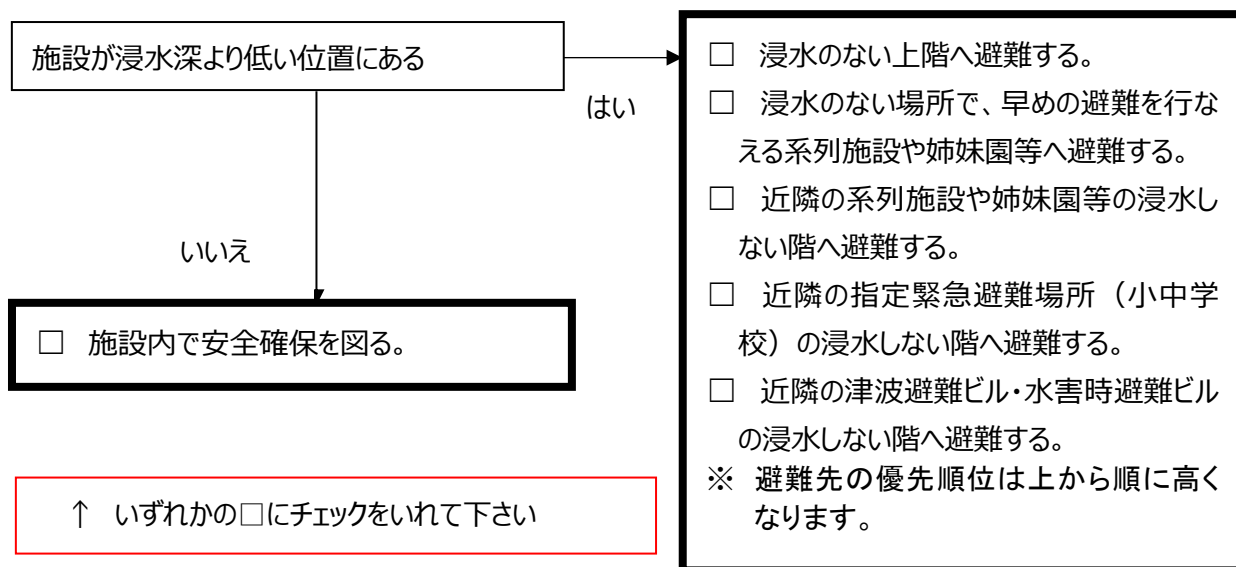
高潮時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する想定浸水深	～ m
--------------------------------------	-----

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	【台風最接近 5 日前から】 以下に該当する場合 ☐ 台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合	気象予報等の情報収集	情報収集伝達要員
自主避難体制	【台風最接近の概ね 12 時間～48 時間前】 以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表 ☐ 大阪市から自主避難情報の呼びかけ	大阪府・大阪市からの防災情報収集	情報収集伝達要員
		営業開始前の場合	
		休園の決定	情報収集伝達要員
		営業開始後の場合	
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
		休園の決定	避難誘導要員
		施設内全体の避難誘導	避難誘導要員
警戒体制	【台風最接近の概ね 6 時間～12 時間前】 以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 3 の発令	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下に該当する場合 ☐ 警戒レベル 4, 5 の発令	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制が整い次第、随時避難を実施する。

「非常災害対策計画」ひな型
（避難確保計画あり）

高潮発生時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。



高潮時の避難場所は、（ ：住所 ）とする。
 避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。
 浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【内水氾濫の場合】

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で児童の避難誘導を実施する。

内水氾濫の想定浸水深	 ~ m
------------	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ☐ 大雨注意報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 大雨警報発表	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		児童の避難誘導開始	避難誘導要員

内水氾濫時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙 5「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

※ 警戒レベルについて

内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年 6 月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル 3 で、児童等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html

【津波の場合】

津波時は、以下の体制をとる。非常体制で要配慮者を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

津波の浸水深	 m
--------	---

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波注意報	津波に対する情報収集	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ☐ 津波警報 ☐ 大津波警報（特別警報）	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

津波時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

- ☐ 自施設内で安全確保を図る
- ☐ 避難場所を設定する（ ：住所 ）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

6 避難場所

広域避難場所： ○○公園 等 (住所：大阪市○○区……)
 一時避難場所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 津波避難ビル等： ○○ビル 等 (住所：大阪市○○区……)
 災害時避難所： ○○小学校 (住所：大阪市○○区……)
 施設内の安全な場所等： 園内 3 階教室 等

災害の種類	地震	火災
避難場所	○○小学校校庭	○○福祉センター
所要時間	徒歩○○分 車○分	徒歩○○分 車○分

7 避難経路

別紙 5「避難経路図」に基づく。

8 避難方法

○○小学校へ避難する場合
 徒歩・自動車・バス・避難車・ 等
 (○歳児…徒歩、○歳児…避難車 等)

9 災害時の人員体制、指揮系統

別紙 6「職員招集・参集基準」のとおり

- ア 総括責任者は、参集基準に基づき職員を招集し、職員は総括責任者の指示に基づき行動する。
- イ 職員は、参集基準に基づき自主的に参集し、統括責任者の指示に基づき行動する。

10 関係機関との連携体制

災害時協定（仮称）に基づき、〔地域団体名〕等と協力し、災害時における利用児童及び地域住民の避難等において協力を行う。 等

11 避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

情報収集伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおり

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

【避難確保資器材等一覧】

活動の区分	使用する設備・資器材
情報収集伝達	テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯・乾電池・携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯・携帯用拡声器・電池式照明器具・乾電池・携帯電話バッテリー 施設内一時避難のための水・食糧・寝具・防寒具

12 防災教育及び訓練の実施

毎年 月 にまたは採用時に新規採用の従業員を対象とした研修を実施する。

毎年 月 に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

↓ 13 については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

13 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年 月 に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。